

## 会 議 録

会議の名称	那珂川町個人情報保護審査会
開催日時	平成30年3月7日（水）14時00分から15時00分まで
開催場所	那珂川町役場第2別館 中会議室
公開又は非公開の別	公開
非公開の理由 （非公開の場合のみ）	
出席者	(1) 委員 牟田会長、今泉副会長、磯辺委員、清永委員、高木委員、山崎委員 (2) 町 事務局：浅香係長、山田 説明者：日下部課長、古賀（健康課）
傍聴人数 （公開の場合のみ）	0人
議題及び審議の内容（下記のとおり）	
<p>議題</p> <p>(1) 個人情報の外部提供について</p> <p>①例外利用及び外部提供（健康課）</p> <p>説明者から、調書の概要について説明。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>&lt;事業の概要&gt;</p> <p>住民健診において現在は予約受付を町役場職員が行い、健診を業者に委託しているが、受診率の向上を図るため、電話、インターネットによる健診予約窓口として、予約センターを開設し、予約から健診まですべてを業者に委託する。予約受付を行うため、住民基本台帳マスター、国保資格情報、町民税課税台帳マスター及び生活保護データの例外利用及び外部提供が必要となることについて那珂川町個人情報保護条例第5条第3項第4号の規定により本審査会の意見を聴くものである。</p> </div> <p>会 長 : 委員から質問はないか。</p> <p>委 員 : このような情報を提供している業務は他にもあるのか。決められた人が専用回線で町の情報を見るようになるという事で、本当に決まった人だけがそこに入っているかどうかというのは会社任せという事。必要な情報だけを紙に印刷して業者に渡すのではなく、情報を全て見ることができるということなのか。</p> <p>説明者 : たとえば、ある特定の日のある町民の方のデータを抽出して、それを専用回線で業者側に送るようなイメージで考えている。</p> <p>委 員 : 職員が見ているようにいつでも自由にデータを見ることが出来るというわけではないのか。</p> <p>説明者 : 予約受付業務に必要な個人情報のみを渡して、その他のデータは常に見ることが出来るというわけではない。個人情報を管理する場所についても、建物自体をカ</p>	

ードリーダーなどで入退出管理をしてもらうような仕様になっている。送った個人情報情報を誰でも見る事が出来るというわけではない。

委員 : 赤十字のような業者が行うのか、それとも民間の業者が行うのか。

説明者 : まだ受託業者は決まっておらず、入札で決まる予定である。健診車などを持っているような健診が可能な業者になると思われる。

委員 : 心配されるのが、民間の業者であれば、自社のサーバなどに個人情報を含むデータが入って、誰でもアクセスできるようになるのではないかということである。自社の利益につながるような顧客情報としての利用をされたりすることが懸念される。

会長 : 毎年健康診断は行われている。契約業者は毎年変わっているのか。ほぼ固定なのか。

説明者 : 現在は3年に1度入札をしており、そのタイミングで業者が変わることはある。

会長 : 今回は今までの条件に加えて情報の機密性が保たれるような業者、もしくはコールセンターに定員を配置できるような業者のみが入札に参加できるということなのか。

説明者 : 仕様書にその条件を加えるので、そのような業者でないと受託できないという事になる。

会長 : すでに何社か候補としてあがっているのか。

説明者 : 該当する業者が県内には3社あるので、その3社で入札を行うことになると思われる。

委員 : その3社であれば機密性は保たれるという事か。

説明者 : 実際に県内の他の自治体でも専用回線を用いて行っている実績があるので、本町としてもそのような仕様で行いたいと思っている。

委員 : 専用回線なども受託業者が手配するのか。

説明者 : その通りである。受託業者が回線など設置費用を負担する仕様とする予定である。

委員 : 何かあった時の責任は町としては何か考えているのか。

説明者 : 町の情報セキュリティ担当にも確認を取った上ですすめたいと考えている。

委員 : 仕様書の3ページの4(3)に「将来、業務量の増加に伴うチャンネル数や電話機等の増設に対応できるよう拡張性を考慮したものであること。」とあるが、ずっと同じ業者に委託することを想定しているということか。

説明者 : 3年間の委託契約の予定であり、現在の健診の状況であれば、年間4000件を想定しているが、今後健診の内容など制度の改正があった場合に件数が増える可能性があるため、そのような仕様になっている。

委員 : 健診の結果の通知については、町と業者どちらが行うのか。

説明者 : 受託業者が行う予定である。

会長 : 業務完了後に資料等を返還するとあるが、これは毎年度ごとか、それとも3年分まとめてか。

説明者 : 毎年度ごとである。

会長 : 現在の委託については全てもれなく返還されているのか。

説明者 : きちんともれなく返還されていることを確認している。

委員 : 今回の変更点について、町民への周知はどのように行うのか。

説明者 : 6月頃の広報に受付方法が変わる旨を載せてお知らせする予定である。

会長 : 他に意見等ないか。それでは住民健診における予約受付業務において、住民基本台帳マスター、国保資格情報、町民税課税台帳マスター及び生活保護データの例外利用及び外部提供することについて、承認してよろしいか。

《委員全員了承》

会長 : 承認する。